

# 各市町村長からのご意見等に対する回答について

平成25年6月3日  
環境省

## ①指定廃棄物の早期処理の必要性について

### 【いただいたご意見】

- 指定廃棄物を一時保管しているという状況もあり、平成26年度末までに最終処分場を整備して欲しい。
- 平成27年4月から受入が可能となるよう、スケジュールを再度示してもらいたい。

### 【対応について】

- 有識者会議でも指摘されていますが、各地での一時保管は緊急措置であり、廃棄物の腐敗のおそれや、放射線や放射性物質の外部漏出に関する長期的な安全性を確保するため、最終処分場の整備が必要です。
- 地元のご理解とご協力がなければ処分場の設置はできないことから、皆様のご意見をしっかりと受け止め、手順を踏んで着実に前進できるよう取り組んでまいります。

## ②施設の安全性について(その1)

### 【いただいたご意見】

- 津波や堤防の決壊、液状化についての対策は。

### 【対応について①】

- 処分場は活断層や津波、洪水等の災害リスクの少ない安定した場所に設置することとしています。
- なお、液状化現象の発生が予想される地域においては、地盤改良等の対策により施設の安全性を確保します。

## ②施設の安全性について(その2)

### 【いただいたご意見】

- コンクリートの耐久性はどうか。いつかは解体できるのか。

### 【対応について①】

- 使用するコンクリートの強度は、鉄筋コンクリート構造物の計画供用期間を参考に耐久性を確保できるものを使用し、長期にわたり構造物の強度、水の遮断機能、放射線の遮蔽機能を維持します。
- コンクリートや鉄筋に用いる材質については、耐久性に十分配慮したものを使用します。
- また、鉄筋の発錆を抑制する対策を講じることで鉄筋コンクリート構造物は100年以上は十分に耐久性があるものです。さらに、処分場は地中に設置するため、地上にある場合と比べてコンクリートの耐久性はより長くなると考えています。(添付図2)

## ②施設の安全性について(その3)

### 【対応について②】

- なお、コンクリート構造物は解体せず、構造物は地下に残置し続けることとなります。期間の経過とともに、廃棄物に含まれる放射線セシウム濃度は減衰して線量も大幅に低下します。(添付図4)
- 埋立地は地下埋設型のコンクリート構造であり、2重のコンクリート壁、ライニングによるコンクリートの保護、ベントナイト混合土による遮断層の設置など、何重もの安全対策を施すこととしており、廃棄物や廃棄物に含まれる放射性セシウムが漏れ出すことを防止できます。(添付図3、7)

### ③選定手順・評価項目・評価基準について(その1)

#### 【いただいたご意見】

- 水道(表流水、地下水)及び農業用水の水源地を除外すること

#### 【対応について①】

- 最終処分場を設置するにあたって、水源に影響を及ぼさないように配慮することは、環境省としても極めて重要であると認識しています。
- 埋立地の構造は、水を一切排出しない遮断型構造とし、十分に安全に配慮したものとすることから、水源に影響を与えることはないものと考えています。
- また、安全性を担保する観点から、モニタリングを徹底するなど、水源に影響が生じることのないことを確認しつつ進めることとしています。

### ③選定手順・評価項目・評価基準について(その2)

#### 【対応について②】

○さらに、有識者会議において了承いただいた候補地の選定手順案において、安心等の地域の理解が得られやすい土地を選定するために、水源との近接状況を評価項目の一つとして挙げています。

○具体的な評価指標や評価方法について、市町村長会議においてご意見をいただきたいと考えております。

## ④候補地について

### 【いただいたご意見】

- 国有林・県有林が優先なのか。

### 【対応について】

- 候補地の対象については、必要面積を確保した土地を抽出し、国が責任をもって速やかな施設整備を行うため、利用可能な国有地を基本といたします。ただし、市町村長会議において、利用すべき土地として、公有地や民有地が提案された場合には、当該土地も候補地の対象に含めます。
- これまでも千葉県からは幅広く選定作業を進めるべきとのご意見をいただいております。また、県有林の情報についても頂いているところです。
- 皆様から具体的な利用可能な土地の情報がさらにあれば、ご提案いただきたいと思います。



## ⑤対象となる廃棄物について(その1)

### 【いただいたご意見】

- 8,000Bq/kg 以下の廃棄物の処理については、処理業者が受け入れない場合もあり、8,000Bq/kg 以下の廃棄物も処分して欲しい。

### 【対応について①】

- 国が設置する最終処分場等は、放射性物質対処特措法に基づき、国が処理を行う指定廃棄物を受け入れることとなります。
- 最終処分場等の候補地の選定にあたっては、処分量を考慮して必要規模を算定する必要があり、8,000Bq/kg以下の廃棄物を受け入れる場合には、必要面積が大幅に増えることが予想され、候補地の選定が困難になるおそれがあります。

## ⑤対象となる廃棄物について(その2)

### 【対応について②】

○放射能濃度が8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法に基づき、従来と同様の処理方法により安全な処理が可能です。国としても、ホームページ等による処理の安全性の周知に加え、関係自治体と連携しつつ、これらの廃棄物を受け入れることのできる処理施設への働きかけを行っているところです。